

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 5年 6月 6日</p> <p>都道府県知事 (市長) 神戸市長 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 神戸市中央区港島南町7-1-19 氏 名 神戸天然物化学株式会社 代表取締役社長 宮内 仁志 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 078-955-9900</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	69J060 1033 神戸天然物化学株式会社 神戸工場
事業場の所在地	神戸市西区高塚台3-2-34
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1639 その他の有機化学工業製品製造業
②事業の規模	売上高 726百万円 (令和5年3月期)
③従業員数	26人 (令和5年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 製造方法を決定する段階で、廃棄物発生量の少ない製造プロセスを検討し実施してきた。 有価売却できる引火性廃油、廃油(有害)を分けることにより、直接的に発生する廃棄物の排出量を減らした。	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き製造プロセス検討による廃棄物発生量抑制及び有価売却を推進し、排出量削減に努めていく。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 敷地内の特管産廃保管場所において種類(引火性廃油、強アルカリ、強酸等)ごとに分けてドラム缶で保管している。その他に引火性廃油、強アルカリについてはタンク(各15m ³)を設置している。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 焼却処理をしていた委託先を再生利用業者に変更することにより、リサイクルを推進してきた。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>売上高の増加に伴い、産廃排出量は増加していく傾向にあるため、可能な限り排出量の削減を実施していく。その上で再生利用業者へ処理委託を依頼するなどのリユース・リサイクル活動を、今後も推進、継続していく。</p>	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 <small>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</small>	404 t
※事務処理欄	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>電子マニフェスト導入済み 紙媒体でのマニフェストは令和4年度では発生していない。</p>	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

化学物質（原料）



化学反応、後処理

> 引火性廃油、強酸、強アルカリ、廃油（有害）



化学物質（製品）

※弊社は顧客要望に応じて化学物質の受託製造・研究をおこなっており、受託案件毎に異なる特別管理産業廃棄物が排出される。

発生した特別管理産業廃棄物

収集運搬<委託：内田工業、エコシステムジャパン 等>

(廃棄物の種類・性状により分類)

混合調整<内田工業>

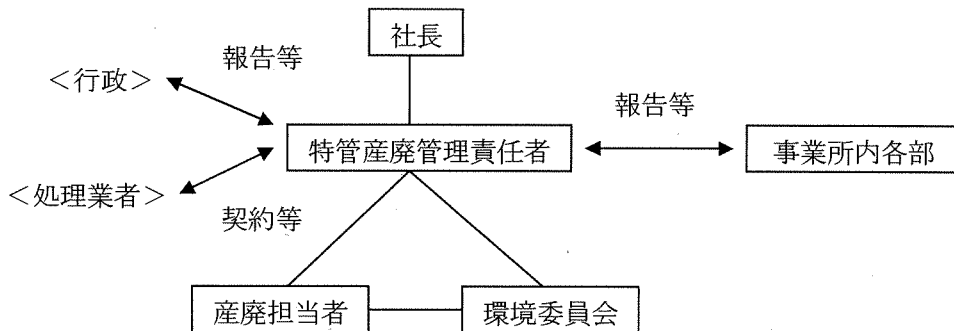
焼却<エコシステム山陽>

再利用

埋立、再利用

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



*分担

特管産廃管理責任者

行政への報告、契約の締結

産廃担当者

処理業者の選定、処理業者への産廃引渡し

環境委員会

廃棄物管理手順の作成・見直し、廃棄物に関する社員教育の推進

各部署

発生産業廃棄物の削減、分別、保管場所への運搬

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）
排出量	117 t	97 t	184 t	6 t

○計画 目標（令和5年度）

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）
排出量	110 t	90 t	180 t	5 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）
自ら再生利用を行っ た量	0t	0t	0t	0t

○計画 目標（令和5年度）

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）
自ら再生利用を行っ た量	0t	0t	0t	0t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）
自ら熱回収を 行った量	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理により 減量した量	0t	0t	0t	0t

○計画 目標（令和5年度）

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）
自ら熱回収を 行った量	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理により 減量した量	0t	0t	0t	0t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項

○現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）
自ら埋立処分を行っ た量	0t	0t	0t	0t

○計画 目標 (令和5年度)

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油 (有害)
自ら埋立処分を行っ た量	0t	0t	0t	0t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度 (令和4年度) 実績

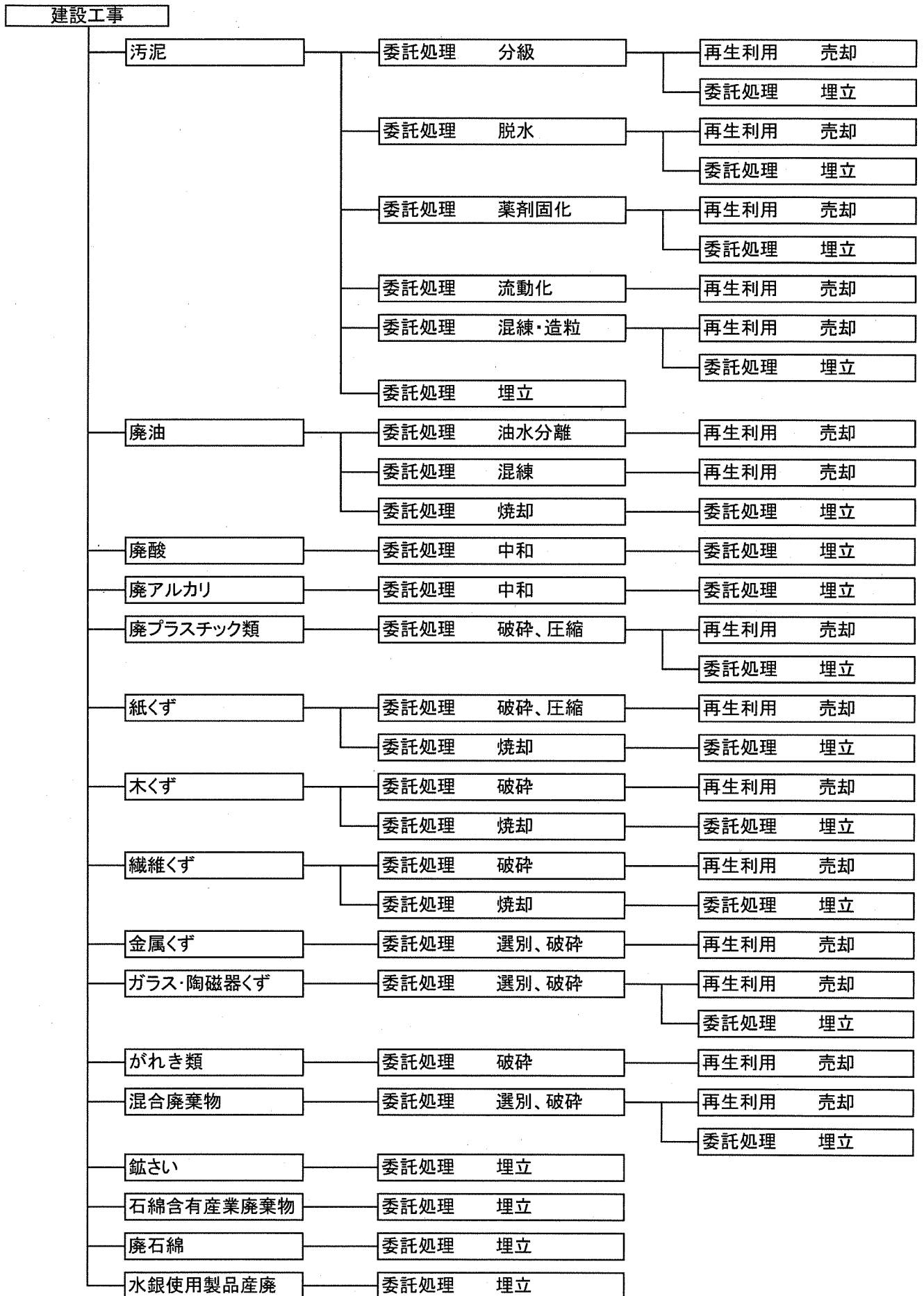
特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油 (有害)
全処理委託量	117 t	97 t	184 t	6 t
優良認定処理事業 者への処理委託量	52 t	77 t	85 t	3 t
再生利用業者への 処理委託量	101 t	32 t	163 t	6 t
認定熱回収業者へ の処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	117 t	97 t	184 t	0 t

○計画 目標 (令和5年度)

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油 (有害)
全処理委託量	110 t	90 t	180 t	5 t
優良認定処理事業 者への処理委託量	25 t	60 t	20 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量	100 t	30 t	160 t	5 t
認定熱回収業者へ の処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	110 t	90 t	180 t	0 t

以上

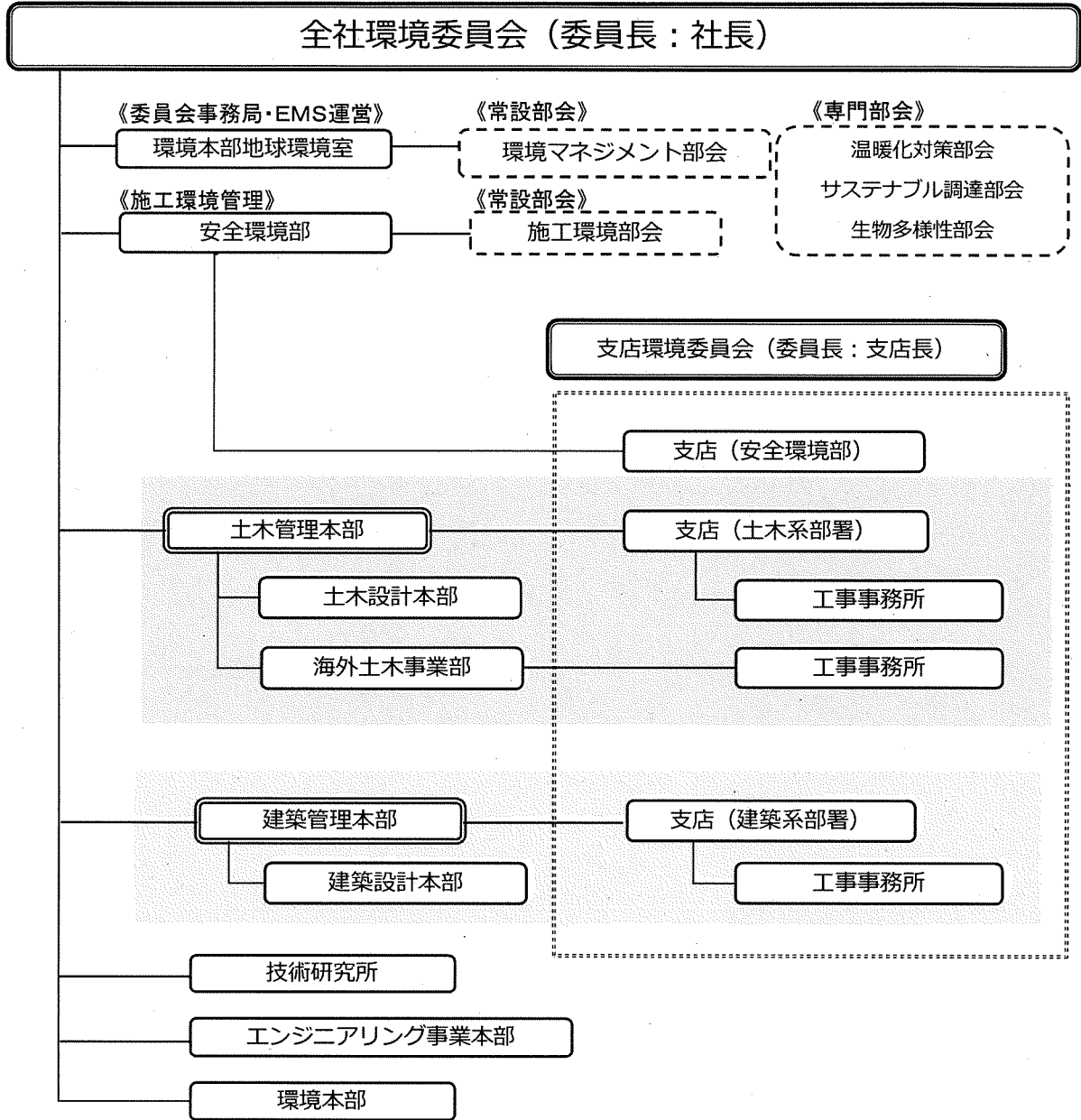
別添1 処理工程図



別添2 管理体制図

環境マネジメント推進体制と担当者の役割

1. 環境マネジメント管理体制図



(2023年4月)

2. 担当者の役割

(1) 環境管理を適正に推進するために、土木管理本部、建築管理本部、支店、工事事務所（現場）等における関係者の責務と役割を明確にした社内管理体制を以下に示す。

(2) 環境推進部長（社長任命）

- ① 土木部門の環境目標・実施計画の策定・指導
- ② 全社環境パトロールの実施
- ③ 環境事故への対応
- ④ 施工環境部会・環境実務担当者会議への参加

(3) 総括環境管理者（社長任命）

- ①（総合）施工計画書の確認
- ② 環境関連通知事項の周知・徹底
- ③ 重要問題発生時の社内報告・対応
- ④ 環境管理パトロールの定期的実施
- ⑤ 法及び条例の特定の確認
- ⑥ 諸官庁等提出書類の審査及び提出

(4) 統括環境管理者（支店長任命、原則所長）

- ① 環境保全に関する所長方針の策定
- ② 環境関連通知事項の周知・徹底
- ③（総合）施工計画書の作成と管理業務内容の確立
- ④（総合）施工計画書の所内教育の実施
- ⑤ 緊急事態体制と連絡網の確立
- ⑥ 緊急事態訓練の実施
- ⑦ 緊急事態発生時の対応
- ⑧ 現場内環境管理パトロールの実施
- ⑨ 処理業者の選定と委託契約の締結
- ⑩ 諸官庁等提出書類の作成

(5) 環境管理者（支店長任命、所長の補佐）

- ①（総合）施工計画書に沿った管理業務遂行
- ② マニフェストの交付と処理伝票管理
- ③ 新規入場者教育時に環境保全教育の実施
- ④ 土木工事管理要領（土木）、KTMS 苦情処理実施要領（建築）に基づく適切な苦情処理対応・報告
- ⑤ 建設副産物を売却又は有効利用する場合の適正処理
- ⑥ 廃棄物処理責任者、副産物利用促進責任者を兼任
- ⑦ 諸官庁への届出書類報告
- ⑧ 許可証事前確認